

平成28年度
地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業
募集案内・事業実施手引
～ 二次募集 ～



文化庁
Agency for Cultural Affairs,
Government of Japan

○提出期限：平成28年6月24日（金）（必着）

○提出先及び問合せ先

文化庁文化財部美術学芸課 美術館・歴史博物館室 振興係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111 (代表) (内線2833)

<9時30分～18時15分>

目 次

1. 地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業概要-----	1
2. 申請方法-----	6
3. 審査・採択方法-----	7
4. 採択後の手続・留意事項-----	8
5. 提出書類の作成要領-----	10
6. 申請書類様式（記入例）等-----	12
・平成28年度文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業） 交付申請書（様式第1）	
・実行委員会概要（別紙1）	
・実行委員会規約・役員等名簿（別紙2）	
・全体計算書（別紙3）	
・事業計画書（別紙4）	
・実施日程表（別紙5）	
・開催事項等一覧（別紙6）	
・会議出席者・講師・指導者・調査者・招へい者等名簿（別紙7）	
・作成事項等一覧（別紙8）	
・全体経費計算書（別紙9）	
・明細書（別紙10）	
・国宝・重要文化財リスト（別紙11）	
・地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業国庫補助要項	
・文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業）交付要綱	

申請に必要な書式は、下記の文化庁ホームページのURLからダウンロードしてください。

http://www.bunka.go.jp/bijutsukan_hakubutsukan/shien/kaku/

I 事業概要

1. 趣旨・目的

本事業は美術館・歴史博物館を主体とし、地域に存する文化財の活用、観光振興、多言語化による国際発信、国際交流、地域へのアウトリーチ活動、人材育成等、美術館・歴史博物館を活用・強化する取組を支援することによって、美術館・歴史博物館が地域の核として文化の発信を牽引し、文化芸術立国の実現に資することを目指します。

国庫補助事業として、全国の美術館・歴史博物館と地域において参考となるような、現在の社会的な課題や要請に対応した特色ある取組を支援し、その成果が広まることにより、我が国全体で美術館・歴史博物館を中心とした優れた取組が実施されることを目指します。

2. 補助事業者

構成員に美術館、歴史博物館又は美術系若しくは歴史系の部門を有する総合博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に基づく登録博物館若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項但し書きに基づく公開承認施設、その他、文化庁長官が認める施設。）を含む実行委員会とします。

実行委員会は、外部有識者等による会議体のことではなく、美術館・歴史博物館を中心に複数の団体により構成される組織を指し、原則として次の事項を要件とします。

- 美術館・歴史博物館が「中核館」として中心的な役割を果たすこと。
※中核館又は中核館を設置する機関の中に事務局を置くこと。
- 複数の団体で組織を構成すること。
※博物館単体、地方公共団体単体、法人単体で実行委員会を構成するものは不可。
- 定款・寄附行為に類する規約等を有すること。
- 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- 自ら経理し、監査する会計組織を有すること。

3. 補助対象期間

平成28年8月15日～平成29年3月31日

ただし、交付決定日が8月15日以降となった場合は、当該交付決定日以降。

平成28年8月15日以降であっても、交付決定日より前に提供を受けた役務や購入した物品等に係る経費については、補助対象外となりますので、必要がある場合は自己負担等をしてください。

4. 据助対象事業

下記の区分のいずれかに該当する特色ある取組が対象となります。

美術館・歴史博物館が地域や海外の多様な団体と連携し（美術館・歴史博物館単独の取組ではなく）、かつ、美術館・歴史博物館が持つ専門的な機能を十分に活用した（単に場所や名義を提供するものではない）取組が対象となります。

なお、事業規模の制限はありません。

(1) 地域文化の振興と国際発信

ア 地域に存する文化財の活用

地域に存する文化財の活用に向けた地域ぐるみの保存・管理の取組を対象とします。

- ①地域に存する文化財の総合把握、情報連携（文化財目録や所在マップの作成等）
- ②地域に存する文化財を活用するためのコミュニティー形成等（文化財の共同管理や見回り、文化財に関する学習会等）

イ 美術館・歴史博物館を核とする観光振興

美術館・歴史博物館の機能を活用した新たな取組で、地域の観光振興に資するものを対象とします。**二次募集では、とりわけ夜間開館を伴う事業を優先的に評価します。**

- ①美術館・歴史博物館の情報発信、相互連携
- ②ユニークベニューの促進

ウ 多言語化による国際発信

訪日外国人の増加、日本文化への理解が深まることにつながる取組を対象とします。

- ①展示解説や館内案内板における外国語表示の充実
- ②インターネットを活用した情報発信の充実
- ③外国語対応可能な人材の育成、確保
- ④外国人向けプログラムやサービスの充実等

(2) 地域と共に創した創造活動の支援

ア 地域とともにある美術館・歴史博物館

地域における美術館・歴史博物館の在り方（連携先や役割）について、特色が明確なものを対象とします。

- ①地域との共創による地域文化活動
- ②地域へのアウトリーチ活動
- ③ボランティア交流
- ④その他、地域とともにある美術館・歴史博物館に資する事業

イ 地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館

国際的な文化の交流・発信の拠点としての美術館・歴史博物館と地域の在り方について、特色が明確なものを対象とします。

- ①国際会議の招致・開催
- ②海外の美術館・歴史博物館との交流（学芸員の招へい・派遣等）
- ③その他、地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館に資する事業

ウ 人材育成に貢献する美術館・歴史博物館

育成しようとする人材（国際的な文化人材や地域文化の担い手など）について、特色が明確なものを対象とします。

- ①大学と連携した世界で活躍する文化人材育成プログラムの開発
- ②社会人ほか多様な対象者のための学習講座の実施
- ③学校と連携した地域文化の担い手の育成（地域の子供を対象とした取組等）
- ④その他、人材育成に貢献する美術館・歴史博物館に資する事業

エ 新たな機能を創造する美術館・歴史博物館

創造しようとする美術館・歴史博物館の機能（日本文化・地域文化の保存や普及・継承・発信の手法など）について、特色が明確なものを対象とします。

- ①他分野との連携・融合による活動
- ②文化財の新たな保存管理の手法の開発
- ③障害者の芸術活動支援・鑑賞活動支援等の事業
- ④その他、新たな機能を創造する美術館・歴史博物館に資する事業

5. 補助対象外事業

下記の事業は補助対象外となります。

- 日常的に行なうことが予定されている博物館資料を収集し、保管し、及び展示する事業
※特に、展覧会については、補助事業の趣旨に沿った特段の工夫があると認められる場合のみ対象となります。
- 内容が主として美術系・歴史系以外のもの（自然科学系等）を対象とする事業
- 収益又は寄附を目的として行われる事業
- 広告宣伝のみを目的とする事業や、総事業費に占める広告費等の割合が過度な事業
※広告費等とは広告掲載料、広告掲示料、ポスター・チラシ作成費等を指す。
- 施設整備を目的とする事業
- 文化財や美術品の修理のみを目的とする事業
- 備品調達を目的とする事業や、総事業費に占める備品借用費の割合が過度な事業
- 委託費・請負費の割合が過度な事業
- ホームページの定期的な更新やサーバー等の維持管理
- 現存作家の個展等を開催する事業
- 事業名に現存する特定の企業名・製品名等を冠する事業、若しくは特定企業の製品のみを扱う事業
- 文化庁や独立行政法人日本芸術文化振興会による他の補助事業と重複して補助を受ける事業
- その他、本事業として実施することが適当でないと認められる事業

6. 補助対象外経費

補助対象となる事業においても、下記の経費は補助対象外となります。

○経費全体が対象外となるもの

- ・実行委員会の構成団体構成員に対する報償費・賃金・委託費
- ・実施する事業への一般参加者への給付金
- ・賞品・賞金代、記念品代
- ・カタログ等の有償配布分に係る印刷製本費等の経費
- ・レセプション、パーティー等の経費
- ・飲食費（ワークショップ等における食材費を含む。ただし、用務・職務がある者への会議等における飲料（水もしくは茶）代のみ可）
- ・不動産購入費
- ・建物の建設費、修理費及び工事費用
- ・文化財や美術品の修理費
- ・備品購入費（パソコンやカメラ等の電化製品、展示ケース等）
※一式の委託費、請負費の中においても同様とする
- ・日常業務、他の業務又は事務に使用するものと共通する消耗品（コピー用紙、プリンタ用インク等）
- ・消耗品のうち、1点で10万円を超えるもの。
- ・経常的な経費（事務所の賃貸料、光熱水費、電話代、常勤職員の賃金等）
- ・予備費
- ・本事業の申請のための経費
- ・金融機関等からの借入れに伴う利子
- ・他の機関から重複して補助を受ける経費
- ・その他、事業の目的から適当でない経費

○事業費に占める割合に制限があるもの

- ・備品借用費：総額が総事業費の1／2を超える場合は事業自体が対象外
※委託費・請負費の中で借用する際も同様
- ・委託費・請負費：1件で総事業費の1／2を超える場合は事業自体が対象外

○補助対象単価を超える部分が補助対象外となるもの

別表1のとおり

なお、補助対象単価の基準がないものは、可能な限り中核館が所在する自治体等の基準によるなど、算出根拠を明確にすること。

7. 補助金の額

予算の範囲内において定額

自己負担等をする部分、補助対象外経費及び一部不採択となった場合は、当該部分を補助対象から除きます。

また、予算の都合等により、事業の全額を補助できない場合があります。その場合は自己負担にて事業を実施する必要がありますので御留意ください。

8. 支払方法・時期

補助金は、文化庁から直接、補助事業者（実行委員会）が開設する銀行の口座（利子が生じないもの）に支払います。

補助金の支払時期は、原則、事業が完了し、提出された実績報告書を審査した上で、額が確定した後となります。

なお、概算払の実施を予定しておりますが、通例、相当な期間がかかり、財政当局との協議の結果、認められない場合があります。

補助金が支払われるまでは補助事業者が事業費を立て替えることとなりますので、御留意ください。

別表 1

賃金	(1時間) 990円		左記の上限額を超える部分は補助対象外
	※超過勤務加算を行うものは、単価の基準が明確で、加算分を含めて単価が990円以内となる場合に限り認める。 ※交通費については賃金とせず、旅費に計上すること。		
報償費	会議出席	(1回) 14,000円	
	講演、講義	(1回) 35,000円	
	指導、実技、実習、助言	(1時間) 5,100円	
	司会、報告	(1時間) 4,600円	
	演奏	(1時間) 6,400円	
	原稿執筆	日本語 (1枚 ※400字) 2,000円	
		外国語 (1枚 ※200ワード) 4,000円	
	翻訳	和文→英文 (1枚 ※200ワード) 6,000円	
		英文→和文 (1枚 ※400字) 4,000円	
		その他→和文 (1枚 ※400字) 5,700円	
		和文→その他 (1枚 ※400字) 8,500円	
	通訳	英語 (1時間) 10,400円	
		その他 (1時間) 10,500円	
	調査	(1回 ※6時間相当) 12,000円	
※特定の団体に、人件費、備品借料、消耗品費等を一括して一式で支払うものなどは、報償費以外（役務費・委託費・請負費等）に計上すること。 ただし、実行委員会に含まれる構成団体への支払いは不可とする。			
旅費 (招へい外国人滞在費も同様とする)	交通費	実費とする。 ※航空機・列車運賃の特別料金（ビジネスクラス料金、グリーン料金等）は計上できない。	
	宿泊費	さいたま市、千葉市、東京23区、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	(1泊) 10,900円
		上記以外の地域	(1泊) 9,800円
	※交通費・宿泊費以外については、中核館が所在する自治体等の規定によるなど、算出根拠を明確にすること。		
外国旅費	交通費	実費とする。※原則としてエコノミークラスを使用すること。	
	宿泊費	国家公務員の旅費に関する法律を準用すること。	
	※交通費・宿泊費以外については、上記法律のほか、中核館が所在する自治体等の規定によるなど、算出根拠を明確にすること。		
外国人招へい旅費	被招へい者の住所地の最寄りの国際空港から本事業の主たる実施場所の最寄りの国際空港間の通常の経路による往復航空賃とする。 ※原則としてエコノミークラスを使用すること。		
使用料及び借料 役務費 委託費 請負費 需用費	見積書を取り寄せるなどして、用途にあった適正な仕様かつ妥当な価格を積算すること。 (発注金額が50万円（税込み）以上のものは、複数の見積書を探ること。なお、実際の契約については、入札や複数者の見積書の再微収などを行うこと。) 見積書については、必要に応じて提出を求めることがある。		
需用費のうち 消耗品費	(1点(税込)) 10万円		
	左記の上限を超える場合は全額が補助対象外		

II 申請方法

1. 提出書類

次の書類を各1部、提出してください。申請された事業内容の変更は原則としてできませんので、当初から十分に内容を検討の上、申請書類を作成してください。

ア. 平成28年度交付申請書【様式第1】

※要押印、ただし申請の段階で実行委員会印がない場合は、代表者の認印で可。

イ. 実行委員会概要【別紙1】

ウ. 実行委員会規約・役員等名簿【別紙2】

エ. 全体計画書【別紙3】

オ. 事業計画書【別紙4】

※複数の事業構成とする場合は、それぞれに別紙4～8、10、11を添付すること。

カ. 実施日程表【別紙5】

キ. 開催事項等一覧【別紙6】

ク. 会議出席者・講師・指導者・調査者・招へい者等名簿【別紙7】

ケ. 作成事項等一覧【別紙8】

コ. 全体経費計算書【別紙9】

サ. 明細書【別紙10】

シ. 国宝・重要文化財リスト（国宝・重要文化財を事業に活用する場合のみ）【別紙11】

ス. 中核館が登録博物館、博物館相当施設又は公開承認施設であることを証明する書類

※様式自由・既存の書類の写しで可。（用紙のサイズはA4判とすること）

※中核館が上記以外の施設の場合は、館の概要が分かる資料を添付すること。

セ. 補足票【別添】

ソ. チェックリスト【別添】

2. 提出方法

①文化庁へ直接郵送してください。（都道府県等は経由しない。）

※宅配便、レターパック、簡易書留等の送付記録が残る方法で送付すること。

※封筒に「平成28年度地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業申請書類（二次募集）
在中」と朱書きすること。

※他の案件に係る書類や求められていない資料を同封しないこと。ただし、文化庁が個別
に提出を求める場合がある。

②今後の連絡をスムーズに行うため、郵送と同時に様式第1（押印不要）、別紙1～11を 含む電子ファイルを下記のアドレスに送信してください。

※送信者は、別紙1の連絡担当者に記した者であること。

3. 提出期限

平成28年6月24日（金）（必着）※郵便・電子メールとも

4. 提出先（封筒の宛先）、電子メール送信先及び問合せ先

文化庁 文化財部 美術学芸課 美術館・歴史博物館室 振興係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111(代表)内線2833 <9時30分～18時15分>

E-mail bireki@bunka.go.jp

III 審査・採択方法

1. 審査・採択方法

提出された書類に基づき、外部有識者に意見を聴取した上で採否の決定をします。

なお、採択する場合も、次のような条件を付す場合があります。

○申請内容のうち一部を不採択とする。

○申請内容のうち一部について変更（経費の見直しを含む。）を求める。

2. 審査の視点

事業内容及び実施方法が本事業の趣旨・目的に資するものか、経費が適正・適切に計上されているかなどを総合的に判断します。

具体的には、次のような視点で行いますので、これらのことことが書面から判断できるように申請書類を作成してください。

○実行委員会について

- ・美術館・歴史博物館を中心に組織されているか。
- ・美術館・歴史博物館単体でなく地域の団体等が参画し、複数の組織で構成しているか。
- ・組織体制、管理能力、事務処理能力が整っているか。

○取組内容について

- ・日常的な業務ではなく、先進的・特徴的な取組であるか。
- ・全国の他の美術館・歴史博物館や地域への波及が期待されるか。
- ・美術館・歴史博物館が持つ専門的な機能を十分に活用しているか。
- ・美術館・歴史博物館だけでなく地域にも効果が期待されるか。
- ・一過性のイベント的性格の計画でなく、継続的な効果が期待できるか。
- ・計画に対して妥当な経費が計上されているか。
- ・効果の測定方法・評価方法が具体的か。
- ・補助対象外の事業・経費が含まれていないか。

IV 採択後の手続・留意事項

1. 採択後の交付申請手続

審査後に、各申請者に結果（採否・採択条件）を通知し、交付決定の手続に入ります。

採択条件及びそれに伴う申請書類の更新の有無に関わらず、交付決定手続きのために新に申請書類を提出していただきます。必要な手続きの詳細は、採択の通知時にお知らせします。

2. 採択後の計画変更承認申請手続

申請された事業内容の変更は原則としてできません。

ただし、軽微な計画変更（目安として、増減する金額が補助対象経費の20%以内で、かつ、事業内容の大きな柱の取りやめ・追加・変更を伴わないもの）は可能ですが、やむを得ずそれ以上の変更を伴う場合は、再度内容を審査し、変更内容の可否を判断します。

必要な手続の詳細は、採択の通知時にお知らせします。

3. 事業実施時の注意事項

(1) 事業の資金について

補助金は、文化庁から直接、補助事業者（実行委員会）が開設する銀行口座（利子が生じないもの）に支払います。

補助金の支払時期は、原則事業が完了し、提出された実績報告書を審査した上で、額が確定した後となります。

なお、概算払の実施を予定しておりますが、通例相当な期間がかかり、財政当局との協議の結果認められない場合があります。

補助金が支払われるまでは、補助事業者による立替が必要です。御留意ください。

(2) 関係書類及び領収書等の証拠書類等の整理及び保管について

補助対象事業に係る次の書類を、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間（平成28年度の場合、平成34年3月31日まで）中核館等で保管していただきます。

これらの書類は、事業実施中から、提出した実績報告書や各書類間での照合が可能なように整理しておいてください。

- 通帳・帳簿等（全ての支出と収入を一括して確認できる書類）
- 領収書及び振込の記録等（支払の相手先と金額が証明できる書類）
- 仕様書・見積書・請求書等（支払の相手先と金額の根拠が証明できる書類）
- 補助金の交付に関する一連の通知等

(3) 成果物等の管理について

本事業により作成した成果物等については、補助対象期間終了後も中核館等において所在を明らかにして管理してください。

(4) 印刷物への記載について

事業の実施に際して作成するチラシ・ポスター・冊子等の印刷物に文化庁のシンボルマークを付し、『平成28年度 文化庁 地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業』と明記してください。シンボルマーク使用方法等は、採択の通知時にお知らせします。

※英語表記の例

Supported by the Agency for Cultural Affairs, Government of Japan in the fiscal 2016

(5) 補助事業の実施状況及び事務処理状況の調査について

事業の実施状況や事務処理状況について、文化庁職員等（外部有識者を含む。）が事業の実施場所や事業者の事務所等に赴いて、調査及び意見交換を行うことがあります。

事務処理状況の調査においては、（2）の書類等、（3）の成果物等の管理について状況の確認を行います。

(6) 関係法令の適用について

本事業で交付する補助金については、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日政令第255号）の適用を受けます。

(7) 不正行為に係る処分について

経費の虚偽申告や過大請求等による補助金の不正受給等を行った場合には、採択の取消しや、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の罰則が科せられる場合があります。

また、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）に基づき、応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用
：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

(8) 国宝・重要文化財の取扱いについて

本事業の実施に当たり、国宝・重要文化財を活用する場合は、文化庁文化財部の各担当部門とも必要な調整を行いながら、適切な取扱いがなされるよう十分留意して事業を実施してください。

4. 事業終了後の実績報告

(1) 実績報告書について

事業終了後、実績報告書により実施内容と経費の執行実績を報告していただきます。
必要な手続の詳細は、採択時にお知らせします。

(2) 事例報告について

他の美術館・歴史博物館の取組の参考とするため、実績報告書とは別に、後日作成する事例集等において、その成果や課題等について報告していただくことがあります。

V 提出書類の作成要領

1. 提出書類の体裁に係る留意事項

- 提出書類の体裁については原則として次のとおりとしてください。
- 使用する用紙のサイズはA4判とすること。
※原紙が他のサイズの場合はA4判に拡大・縮小コピーすること。
 - 片面・白黒印刷とすること。
 - 用紙の左側を2.5cm程度空けて、何も記入しないこと。
 - パンチ穴を開けないこと。
 - インデックスや付箋を付けないこと。
 - 該当しない様式については添付しないこと。
 - 提出書類の不足や未記載があった場合は、審査の対象とならないため、注意すること。

2. 提出書類の記載事項に係る留意事項

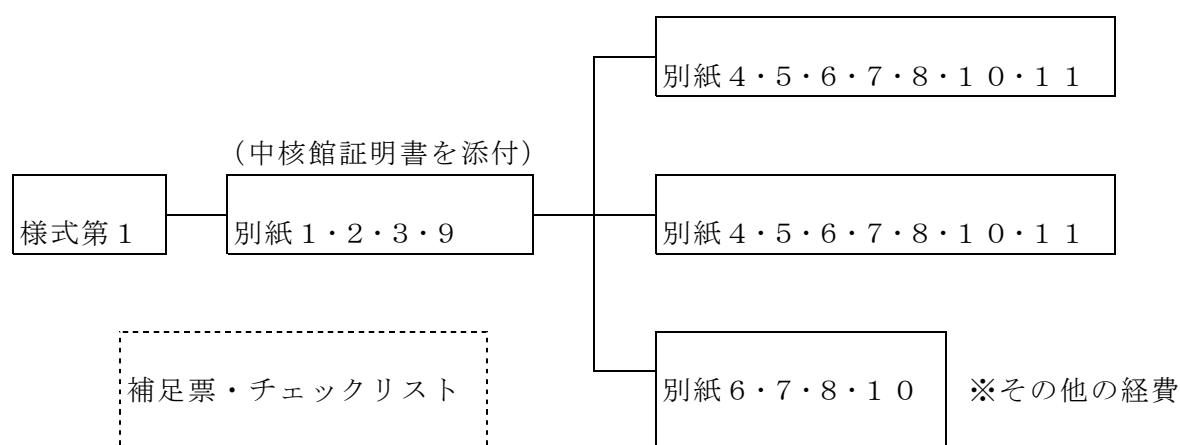
- 提出書類の記載事項については次のとおりとしてください。
- 何を開催・作成するか等、実施内容を具体的に記入し、その内容と必要な経費との関係が明確であること。
 - 使用する用語について、全ての書類の間で統一すること。
 - 員数や金額について、全ての書類の間で整合性を取ること。
 - 必要な経費については、複数者から見積書を入手する等、妥当な金額を記入すること。
 - 消耗品費等、単価の上限が定められている項目については、経費内訳を「一式」とせず、可能な限りその内訳を記載すること。

3. 提出書類の構成

提出書類は次のとおりです。（再掲）

ア	平成28年度文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業）交付申請書	様式第1	申請1件につき1式
イ	実行委員会概要	別紙1	※中核館の証明書類等は、別紙1の「登録等」欄でチェックした全ての区分について提出すること。
ウ	実行委員会規約・役員等名簿	別紙2	
エ	中核館が登録博物館、博物館相当施設又は公開承認施設であることを証明する書類 ※様式自由・既存の書類の写しでよい（用紙のサイズはA4判とすること） ※中核館が上記以外の施設の場合は、館の概要が分かる資料を添付すること	様式自由	
オ	全体計画書	別紙3	
カ	全体経費計算書	別紙9	
キ	事業計画書	別紙4	各構成事業につき1式 〔構成事業ごとに、別紙4～8+10・11のセットを作ること。〕
ク	実施日程表	別紙5	
ケ	開催事項等一覧	別紙6	
コ	会議出席者・講師・指導者・調査者・招へい者等名簿	別紙7	※別紙6、7については、報償費・旅費を支給する場合は必ず提出すること。
サ	作成事項等一覧	別紙8	※別紙8については、印刷物やツールを作成する場合は必ず提出すること。
シ	明細書	別紙10	※別紙6、7、8、11については、該当しない場合は添付しないこと。
ス	国宝・重要文化財リスト	別紙11	
セ	補足票	別添	申請1件につき1式
ソ	チェックリスト	別添	※いずれも必ず提出すること。

提出書類の構成のイメージは次のとおりです。



4. その他

- 「中核館が登録博物館、博物館相当施設又は公開承認施設であることを証明する書類」については、次のようなものが考えられます。
 - ・都道府県にある登録原簿等の写し。
 - ・登録や博物館相当施設の指定をされた時の都道府県からの通知の写し。
 - ・登録や博物館相当施設の指定をされた時の都道府県の公報等の写し。いずれの場合も、記載されている博物館の名称が現在の名称と完全に一致しているかを確認し、変更されている場合は、その沿革が分かる資料（証明書類の名称と現在の名称が確認できる資料。証明書類でなくてよい。）を添付してください。
- 様式について、記入する件数や内容が多い場合などに、行や列の追加や幅を広げたりしても構いませんが、記入すべき項目自体の追加・削除・変更は行わないでください。
- ホームページに掲載した様式の電子ファイルについて、実行委員会における事務機器の環境等により支障がある場合は、ヴァージョンの変更等を行うことは可能ですが、募集案内に定める様式に必ず準拠して作成してください。

様式第1

文化庁長官 殿

A などの記号について、同じ記号の箇所は同じ内容にすること。

平成28年**月**日

規約等に定める実行委員会の名称と完全に一致させること。
※「」がある場合、その有無等も合わせること。

申請者

A ○○△△実行委員会

所在地

○○市××1-2

代表者職名

B1 会長

代表者氏名

B2 ○○△△

実行委員会における職名を規約等のとおりに記載すること。
※実行委員長と委員長の違いも明確に分けること。

他のシートを含め、黄色いセルは、計算式が組まれているため、入力不要。

平成28年度文化芸術振興費補助金
(地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業) 交付申請書

平成28年度文化芸術振興費補助金(地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業)について、補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

事業の名称	D 市民とともに○○△△博物館創造活動事業						
補助事業経費の配分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主たる事業費</td> <td style="width: 15%;">F 6,360,900 円</td> </tr> <tr> <td>その他経費</td> <td>H 2,660,000 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>F+H 9,020,900 円</td> </tr> </table>	主たる事業費	F 6,360,900 円	その他経費	H 2,660,000 円	計	F+H 9,020,900 円
主たる事業費	F 6,360,900 円						
その他経費	H 2,660,000 円						
計	F+H 9,020,900 円						
補助事業の着手及び完了の予定期日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">着手</td> <td>平成28年**月**日</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>平成29年**月**日</td> </tr> </table>	着手	平成28年**月**日	完了	平成29年**月**日		
着手	平成28年**月**日						
完了	平成29年**月**日						
交付を受けようとする補助金の額	T+U 9,020,000 円						
その他参考となるべき事項	原則として何も記入しないこと。						

(記載上の注意)

別紙として、事業内容に応じて必要な書類を添付すること

(注) 用紙は日本工業規格A4とする。

千円未満の額は切り捨てる(自己負担)こと。端数処理による自己負担であっても、別紙9全体経費計算書及び別紙10明細書において、自己負担した金額を反映させること。

実行委員会概要

(フリガナ)	A ○○△△実行委員会		
名称	○○中核となる美術館・歴史博物館		
(フリガナ) 施設名	ハクヅンカン ○○△△博物館		
設置者種別	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市区町村 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 (法人の種類: 公益財団法人) <input type="checkbox"/> その他		
館種	<input type="checkbox"/> 美術博物館 <input checked="" type="checkbox"/> 歴史博物館 <input type="checkbox"/> 総合博物館		
登録等	<input type="checkbox"/> 登録博物館 <input checked="" type="checkbox"/> 博物館相当施設 <input type="checkbox"/> 公開承認施設 <input type="checkbox"/> その他 (博物館類似施設)		
運営形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営館 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入館		
○○中核館以外の構成団体について			
団体・機関名	○○センター		
団体・機関名	○○大学		
団体・機関名	○○県		
団体・機関名	○○市民団体		
団体・機関名			
団体・機関名			
○連絡担当者について			
	事業担当者	事務・経理担当	
所属・職名	○○課 主任学芸員	庶務課 主査	
(フリガナ) 氏名	○○太郎	C1	○○次
電話			
FAX			
E-mail			
書類等郵送先	〒xxx-xxxx ○○市××1-2 ○○△△博物館内		
その他			

名称が登録博物館等の証明書と一致していることを確認すること。
 名称が証明書の表記から変更している場合は、その沿革がわかる資料を添付すること。

一部でも指定管理者制度を導入している場合は「指定管理者制度導入館」にチェックし、その他の場合は「直営館」にチェックすること。

「種類」欄で「美術館・博物館」にチェックした場合のみ、「館種」「登録等」欄にチェックすること。
 (「その他」にチェックした場合は、「館種」「登録等」の欄にはチェックしない。)

欄が足りない場合は適宜追加し、中核館を除くすべての構成団体について記入すること。

文化庁との連絡窓口となる者(原則として提出書類作成者)について記入すること。
 中核館(又はその設置主体)の者とすること。
 「所属・職名」欄には、博物館名(設置主体の場合は組織名)から記入すること。
 「電話」欄には、できるだけ休館中も連絡がつく電話番号を記入すること。
 「書類等郵送先」欄には、そのまま封筒に記載すれば郵便物が届くように、必要であれば博物館等の名称まで記入すること。
 (当方から書類等を郵送する際は、原則として、本欄に記入された住所等と上記の実行委員会名を宛先として封筒に記入します。)

実行委員会規約・役員等名簿

<実行委員会規約等>

別添のとおり

A(実行委員会名称)

B(実行委員会における代表者職名)

<実行委員会役員・職員名簿>

規約等で定めた実行委員会の名称や職名は、正式名称として交付申請等の手続時にそのまま使用することとなるので、その点を踏まえて規約等を定めること。

規約等・名簿が申請までに確定しない場合は、申請時には案を添付して、平成28年8月1日までに確定させて再提出すること。

○役員（全員について記載）

職名	氏名	所属・所属先での職名 (実行委員会の構成団体等の本務先等がある場合)
会長	B1 ○○ ○○	B2 ○○△△博物館館長
副会長	△△ △	公益財団法人△△理事長
副会長	□□ □□	特定非営利活動法人□□□□代表理事
委員	× ××	××市立××小学校教諭
委員	●● ●●	●●大学教授
監事	▲▲▲ ▲▲	▲▲団体事務局長

本欄においては、実行委員会における職名を規約等のとおりに記入すること。

○職員（主な職員について記載）

職名	氏名	所属・所属先での職名 (実行委員会の構成団体等の本務先等がある場合)
事務局長	○○ ○○	○○△△博物館学芸部長
事務局員◎	△△ △△△	C1 ○○△△博物館学芸部企画課学芸員
事務局員○	□□ □□	C2 ○○△△博物館総務課総務係長
事務局員	××× ×××	○○△△博物館総務課会計係員

連絡担当者(原則として提出書類作成者)の職名に◎印を付すこと。
提出書類作成者とは別に書類の確認者を必ず置き、その者の職名に○印を付すこと。
(例えば作成者が学芸員等の場合は、必ず事務職員等を確認者とすること。)

全體計画書

事業計畫書

実施日程表

実施時期	計画事項				
	1 (1) 国際交流行事	2 (1) 環境整備検討	2 (2) 環境整備実施	2 (3) 利用者への発信	
xx月○旬					
xx月○旬	①シンポジウム概要検討打合せ ③講演会概要検討打合せ				
xx月○旬	①シンポジウム広報 ②ワークショップ概要検討打合せ・広報 ③講演会広報	①検討会議(第1回)			行事等の開催や作成物の完成だけでなく、検討、準備、広報、報告(効果の検証等)の日程についても記入すること。
xx月○旬		②アンケート発送			
xx月○旬		③事例調査(○○県)			提出書類を作成する際は、各別紙の間で必ず整合性を取ること。 (記入例では、想定される多様なケースを示すため、整合性が必ずしも取れていない。)
xx月○旬～xx月○旬	①検討会議(第1回)				
xx月○旬		②アンケート締切・取りまとめ			
xx月○旬	③講演会開催	③事例調査(○○県)			
xx月○旬	①シンポジウム開催	①検討会議(第2回)			
xx月○旬	②ワークショップ開催(第1回)		①カタログ原稿作成 ②音声ガイド原稿作成		
xx月○旬	②ワークショップ開催(第2回)	①検討会議(第3回)			
xx月○旬			①カタログ翻訳開始 ②音声ガイド翻訳開始		
xx月○旬				①海外向け広報原稿作成 ②居住者向け広報原稿作成	
xx月○旬	報告書作成・ホームページ公表 (1(1)(2)共通)		①カタログ完成 ②音声ガイド完成	①海外向け広報翻訳・デザイン ②居住者向け広報翻訳・デザイン	
xx月○旬			①カタログ発送	①外国人向け観光サイト掲載	
xx月○旬		①検討会議(第4回)		②ポスター、チラシ発送	
xx月○旬		報告書作成・ホームページ公表 (2(1)～(3)共通)			

開催事項等一覧

実施項目の番号順に記載すること。

会議出席者・講師・指導者・調査者・招へい者等名簿

実施項目	1 (1) ①シンポジウム	m1	m2
開催内容	n ○○シンポジウム		
役割	氏名	所属・職名	
司会	○○○○※	○○○○○○○○○	報償費又は旅費の支給対象となるものについては、必ず表を作成・記入すること。 原則として、別紙6の開催事項1件につき、1つの表を作成すること。
基調講演講師	△△△△	△△△△△△△△△	
パネリスト	□□□□	□□□□□□□□□	
パネリスト	▽▽▽▽	▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽	
パネリスト	××××	×××××××	
行が不足する場合は適宜追加すること。 (逆に余った行については、削除してもよい。)		実行委員会の役職員(構成団体の構成員)については、氏名に※印を付すこと。	

⋮ ⋮ ⋮

実施項目	1 (2) ①海外展示			
開催内容	○○○イベント(○○国)における展示			
役割	氏名	所属・職名		
展示作業・解説員	○○○○※	○○○○○○○○○	報償費又は旅費の支給対象となるものについては、必ず表を作成・記入すること。 原則として、別紙6の開催事項1件につき、1つの表を作成すること。	
展示作業員	△△△△	△△△△△△△△△		
通訳	□□□□	□□□□□□□□□		
提出書類を作成する際は、各別紙の間で必ず整合性を取ること。 (記入例では、想定される多様なケースを示すため、整合性が必ずしも取れていない。)				

⋮ ⋮ ⋮

実施項目	2 (1) ③事例調査		
開催内容	先進事例調査(○○県)		
役割	氏名	所属・職名	
調査者	○○○○※	○○○○○○○○○	報償費又は旅費の支給対象となるものについては、必ず表を作成・記入すること。 原則として、別紙6の開催事項1件につき、1つの表を作成すること。
調査者	△△△△	△△△△△△△△△	
調査者	□□□□	□□□□□□□□□	
調査者	▽▽▽▽※	▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽	
調査者	××××	×××××××	

作成事項等一覧

実施項目の番号順に記載すること。

実績報告時の成果物等の提出の際のリストとしても使用する。

使途	実施項目	作成内容・活用方法	配布先種別・部数
<input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> 広報物 <input checked="" type="checkbox"/> その他	1 (1) ① シンポジウム m1 m2	□□シンポジウム配布資料	シンポジウム参加者等／○部
<input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> 広報物 <input checked="" type="checkbox"/> その他	1 (1) ② ワークショップ	△△ワークショップ配布資料 △△ワークショップ参加者のほか、市内の中学校に配布して授業の参考にしてもらう。	シンポジウム参加者、市内小学校及び中学校／○部
<input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> 広報物 <input checked="" type="checkbox"/> その他	1 (1) ③ 講演会	××講演会配布資料	××講演会参加者／○部
<input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> 報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 広報物 <input type="checkbox"/> その他	1 (1) ①～③ 國際交流行事共通	國際交流行事ポスター・チラシ 主な対象者である○○が多く利用する△△△等にポスターを掲示し、□□□等へチラシを置いてもらい、参加希望者募集と活動への理解の増進を図る。	△△△、□□□等／ポスター○部、チラシ○部
<input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> 広報物 <input type="checkbox"/> その他	2 (2) ① カタログ	外国語版カタログ ○○○○○を目的として作成する。 作成に当たっては△△△△△の工夫を講じ、配布先・配布方法については、☆☆☆☆☆に□□□□□するなど、▽▽▽▽▽につながるように配慮する。	△△△、□□□等／○部 ※販売分○部の印刷製本費は自己負担とする。
<input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> 広報物 <input type="checkbox"/> その他	2 (2) ② 音声ガイド	音声ガイド ○○○○○を目的として作成する。 作成先：提出書類を作成する際は、各別紙の間で必ず□□□□□の整合性を取ること。 (記入例では、想定される多様なケースを示すため、整合性が必ずしも取れていない。)	○○△△博物館に設置／○台
・	・		・
・	・		・
・	・		・
<input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> 広報物 <input type="checkbox"/> その他	2 (1)～(3) 外国人利用共通	外国人向け環境整備事業報告書 事業についての記録や評価をまとめ、事例調査を行った博物館や地域で観光や外国人居住者とかかわりの深い団体等に配布して、さらなる改善のための意見交換等に活用する。	事例調査先、地域の○○関連団体等／○部
<input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> 広報物 <input type="checkbox"/> その他		<p>「使途」欄の選択肢の考え方と、それぞれにおいて必要な説明内容は次のとおり。</p> <p>成果物:事業の実施に伴って作成・活用するもの ※特に作成内容・活用方法をしっかりと記入すること。</p> <p>報告書:事業の成果報告や評価の公表を目的とするもの ※成果内容が具体に示され、波及効果等についてもわかるように記入すること。</p> <p>広報物:事業の効果を高めるための周知を目的とするもの ※周知する内容、対象、期間等がわかるように記入すること。</p> <p>その他:別紙6に記入した事項の開催に伴い配付するものなど (別紙6で目的等を説明済みの場合は説明のみ簡略化してよい。)</p>	
<input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> 広報物 <input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> 広報物 <input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> 広報物 <input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> 広報物 <input type="checkbox"/> その他			

全 体 経 費 計 算 書

【確認事項】消費税等仕入控除税額の取扱いについて、以下のいずれに該当するか右欄に入力してください。

ア 課税事業者 イ 簡易課税事業者 ウ 免税・非課税事業者
 ニ 課税事業者ではあるが、その他条件により消費税等仕入控除調整を行わない事業者
 オ 現時点ではわからない

ア～オのいずれかを選択
 消費税等仕入控除税額が明らかな場合のみ「ア」を選択、それ以外の場合は「イ～オ」を選択すること。

ウ

<収入の部>

経費区分	収入総額	自己負担金		(A)のうち 国庫補助額	(B)の金額の内訳を 記入すること。 国庫補助以外の額の内訳
		消費税等 仕入控除税額	国庫補助以外の額		
		(A)	(E)	(B)	(A)-(B)-(E)
収入額	P+Q 9,320,900	R+S 0	J+K 300,000	T+U 9,020,900	○○収入 ***、***円 ○○財團補助金 ***、***円 自己負担金 ***、***円

<支出の部(構成事業別支出内訳)>

構成事業 (略称)	地域文化財	観光振興	多言語化	地域	グローバル	人材育成	新たな機能	事務費	支出額	自己負担金等 国庫補助以外 の内訳	国庫補助 相当額
○○地域事業			×	△国際事業 ← e1							
主たる経費(事業費)	2,150,000	0	4,470,900 ← f	0	0	0	0		F 5,620,900	J 260,000	T 5,360,900
賃金	500,000		279,000						779,000	180,000	599,000
共済費	50,000		0						50,000		50,000
報償費	150,000		448,000						598,000		598,000
旅費	300,000		1,296,000						1,596,000		1,596,000
使用料及び借料	0		f1 47,000						47,000		47,000
役務費	300,000		840,900						1,140,900		1,140,900
委託費	600,000		700,000						1,300,000		1,300,000
請負費	200,000		480,000						680,000	80,000	600,000
需用費	50,000		380,000						430,000		430,000
小計(C)	2,150,000	0	4,470,900	0	0	0	0		P 5,620,900		
うち課税対象外経費(D)	0		g1 200,000						G 200,000		
消費税等仕入控除税額 ((C)-(D))×8/108	0	0	0	0	0	0	0		R 0		

その他の経費(事務費)									2,700,000 H 2,700,000 K 40,000 U 2,660,000		
賃金									2,000,000	2,000,000	40,000 1,960,000
共済費									100,000	100,000	
旅費									500,000	500,000	
役務費									0	0	
需用費									100,000	100,000	
小計(C)									2,700,000 Q 2,700,000		
うち課税対象外経費(D)									0 I 0		
消費税等仕入控除税額 ((C)-(D))×8/108									0 S 0		

支出総額〔経費合計〕	P+Q 9,320,900
課税対象外経費合計	G+I 200,000
消費税等仕入控除税額合計	R+S 0
補助対象経費合計	T+U 9,320,900

明 細 書

全体事業 名 称	D 市民とともに△△△博物館創造活動事業
構成事業 名 称 等	E1 ○館と中心とした△×国際交流事業

「その他の経費(事務費)」の明細書においては、本欄に「事務費」と記入すること。

「目」「目的細分」については、国庫補助要項の別紙(33ページ)に記載されている中から順番のとおりに選択して記入すること。

経 費 内 容		経 費 内 訳	支出予定総額	(a)のうち自己負担金等国庫補助以外の額	(a)のうち車両補助額	(a) - (b)	課税対象外	備考	(単位：円)
目	目的細分	実施項目	(a)	(b)	(a)	(a) - (b)		員数、単価の説明 一式の内訳等	
作業員賃金 会場整理等賃 金	m1 作業員 m2 会場整理員	*,**円×*日×*人 **円×*時間×*人	186,000 93,000	0 0	186,000 93,000	186,000 93,000		1日当たり*時間	
			小計	f1 279,000	0	279,000			
司会謝金 講師等謝金 報告謝金 指導謝金	1(1)① シンボジウム 1(1)① シンボジウム 1(1)① シンボジウム 1(1)② ワークショップ	*,**円×*時間×*人 **,**円×*回×*人 **,**円×*時間×*人 *,**円×*時間×*人	24,000 70,000 70,000 24,000	0 12,000 12,000 0	0 58,000 58,000 0	24,000 58,000 58,000 24,000		補助対象単価超過分 は自己負担	
講師等謝金 通訳謝金 原稿執筆謝金 翻訳謝金	1(1)③ 講演会 1(1)③ 講演会 1(1)① シンボジウム 1(1)① シンボジウム	**,**円×*回×回 **,**円×*日×*時間 *,**円×*枚×*人 *,**円×*枚×*人	36,000 80,000 48,000 48,000	0 0 0 0	36,000 80,000 48,000 48,000	36,000 80,000 48,000 48,000		1枚当たり**字 1枚当たり**語	
会議出席謝金 調査謝金	2(1)① 委員 2(1)② 調査者	**,**円×*回×*人 *,**円×*時間×*人	24,000 24,000	0 0	0 0	24,000 24,000			
			小計	f1 448,000	24,000	424,000			

旅費	普通旅費	2(1)② 事例調査	実行委員会(交通費、 宿泊費)	**,**円×*回×*名 (○○県～○○県、*泊*日)	120,000	0	120,000	宿泊費の補助対象單 価超額分は自己負担
	特別旅費	2(1)① 検討会議	検討会議委員(交通 費、宿泊費)	**,**円×*回×*名 (○○県～○○県、*泊*日)	96,000	0	96,000	交通費の特別料金は 自己負担
	外国旅費	1(2)① 海外展示	実行委員会(交通費、 宿泊費、日当)	**,**円×*回×*名 (日本～○○国、*泊*日)	480,000	240,000	240,000	
	外国人招へい、 旅費	1(1)① シンボジウム	パネリスト	**,**円×*回×*名 (○○国～日本、航空賃(エコノミー))	480,000	240,000	240,000	
	特別旅費(招へ い外国人分)	1(1)① シンボジウム	パネリスト	**,**円×*回×*名 (○○県～○○県、*泊*日)	120,000	0	120,000	
				小計	f1	1,296,000	480,000	816,000
	会場等借料	1(1)① シンボジウム	ホール使用料	**,**円×*時間×*回	45,000	0	45,000	
	機器借料	1(1)① シンボジウム	プロジェクター使用料	**,**円×*時間×*回	2,000	0	2,000	
				小計	f1	47,000	0	47,000
	通信運搬費	1(1)①②③ 共通	ポスター・チラシ送料	**円×***カ所	40,000	0	40,000	
役務費	広告料	1(1)①②③ 共通	広告紙掲載料	**,**円×*社	600,000	300,000	300,000	
	手数料	1、2共通	振込手数料	**円×***件	900	0	900	○
	雜役務費	2(2)①	カタログデザイン費	**,**×1式	200,000	0	200,000	**点
	委託費	1(1)①③ 共通	運営委託費	**,**円×1式	700,000	100,000	600,000	*日間
	請負費	1(1)①③ 共通	会場設営請負費	**,**円×1式	700,000	100,000	600,000	
	会場設営請負				480,000	0	480,000	*日間
				小計	f1	480,000	0	480,000
	印刷製本費	1(1)①②③ 共通	ポスター・チラシ印刷 費	**,**円×1式	240,000	0	240,000	ポスターxxx部、 チラシxxx部
	消耗品費	1(1)①②③ 共通	消耗品費	**,**円×1式	20,000	0	20,000	
	その他需用費	2(1)① 検討会議	会議費(飲料代)	**円×*人×*回	120,000	0	120,000	
				小計		380,000	0	380,000
				支出予定額小計	f	4,470,900	904,000	3,566,900
				課税対象外の額	g1	900		

別紙10 「明細書」における記入上の注意

「項」	「目」	説明
事業費	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「目」及び「目の細分」欄については、国庫補助要項の別表(33頁)の「目」に記載されている中から選択して記入すること。 ○ 「目」欄については、国庫補助要項の別紙(33頁)の「目」に記載されている順(賃金、共済費、報償費・・・)に記入すること。 ○ 「実施項目」欄には、別紙4で設定した項目の番号と略称を記入すること。 ○ 「内容」欄には、具体的な当該経費の支出対象者や使途などを記入すること。 ○ 「経費内訳」欄には、当該経費の内訳を、計算結果が「支出予定総額」欄と一致するように記入すること。(小数点以下の端数が生じる場合で切捨て以外の処理をする場合はその旨計算式の後にカッコ書きで付記すること。) ○ 消費税は8%として計算し、計算上、「経費内訳」欄への記入が必要な場合には「×1.08(消費税)」と記入すること。なお、1円未満は切り捨てる。 ○ 「支出予定総額」欄には、「経費内訳」欄に記載した計算式の計算結果を記入すること。 ○ 「(A)のうち自己負担金等国庫補助以外の額」欄には、「支出予定総額」欄に記入した額のうち、国庫補助金以外を充てることとしている額を記入すること。 ○ 「備考」欄には、経費内訳で「一式」としたものとの数量や、国庫補助単価上限と単位設定が異なる場合の説明や、国庫補助対象外となる経費は自己負担等を充てていることなどを記入すること。
	賃金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「目の細分」欄において、「作業員賃金」「会場整理等賃金」「資料整理等賃金」に当てはまらない経費の場合は、「○○賃金」(注:○○は、従事する内容)と記入すること。 ○ 「内容」欄には、賃金を受ける対象者の種類を記入すること。 ○ 単価が補助対象単価を超える場合は超えた金額を自己負担等とすること。 ○ 単価を時間当たり以外(例:1日当たり*, **円)で設定する場合は、補助対象単価との比較ができるよう、「備考」欄に説明(例:1日当たり*時間)を記載すること。 ○ 交通費については「目」を賃金に分類せず、旅費に分類すること。
	共済費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「目の細分」欄において、「社会保険料」「傷害保険料」に当てはまらない経費は、「○○保険料」(注:○○は、保険の種類)と記入すること。 ○ 「内容」欄には、保険の対象者の種類を記入すること。 ○ 傷害保険料以外の保険料を計上する場合は、危険作業を伴うなどの特に必要な場合に限られるので注意すること。
	報償費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「目の細分」欄において、「講師等謝金」「指導謝金」「原稿執筆謝金」「翻訳謝金」や、補助対象単価の表(5頁)に記載した種類の謝金に当てはまらない場合は、「○○謝金」(注:○○は、役務の内容)と記入すること。 ○ 「内容」欄には、報償費を受ける対象者の種類を記入すること。その際、翻訳謝金及び通訳謝金においては必ず対象言語を、原稿執筆謝金及び翻訳謝金については必ず執筆・翻訳対象を付記すること。 ○ 単価が補助対象単価を超える場合は、超えた金額を自己負担等とすること。 ○ 単価を補助対象単価の表(5頁)で記載した単位以外で設定する場合は、表に記載した補助対象単価との比較ができるよう、「備考」欄に記載した補助対象単価との比較ができるよう、「備考」欄に説明を記入すること。(「賃金」の説明を参照) ○ 実行委員会の構成団体以外の団体に、人件費、備品借料、消耗品費等を一括して一式で支払うものなどは、「目」を報償費に分類せず、「役務費」「委託費」「請負費」等に分類すること。 ○ 作品や資料等の貸出しに係る謝礼等は、「目」を報償費に分類せず、「使用料及び借料」等に分類すること。

旅費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「目の細分」欄には、必ず「普通旅費」「特別旅費」「外国旅費」「外国人招へい旅費」のいずれかを記入すること。 ○ 日本国内の旅費については、実行委員会の構成員が旅行する場合は「目の細分」は「普通旅費」、(外国に居住する者を含む)実行委員会の構成員以外(外部有識者等)が旅行する場合は「目の細分」は「特別旅費」となる。 ○ 日本国内に居住する者が外国へ旅行する場合は、実行委員会の構成員であるかどうかにかかわらず、「目の細分」は「外国旅費」となる。 ○ 「普通旅費」「特別旅費」「外国旅費」において、交通費・宿泊費を補助対象単価の表(5ページ)に記載した補助対象単価を超えて支給する場合は、超えた金額を自己負担等とすること。 ※ 自治体等の規程などで、より高い単価を支給できることになっている場合でも、本事業の補助対象単価の上限が優先する。 ※ 日当など、交通費及び宿泊費以外の経費を支給できることが、自治体等の規程などで定められている場合は、当該経費をその規定の範囲内の額で支給することができる。 ○ 外国に居住する者が日本へ旅行する場合は、外国から日本への航空賃に係る「目の細分」は「外国人招へい旅費」、日本国内の交通費・宿泊費に係る「目の細分」については、日本国内に居住する者と同様となる。 ○ 「外国人招へい旅費」及び日本国内の交通費・宿泊費について、補助対象単価の表(5頁)に記載した補助対象単価を超えて支給する場合は、超えた金額を自己負担等とすること。 ○ 「内容」欄には、旅費を受ける対象者の種類を記入すること。また、「普通旅費」「特別旅費」「外国旅費」においては、「交通費」「宿泊費」などの支給内容を付記すること。 ○ 「目」が「旅費」である経費については、交通費における所得税の上乗せ分や、補助対象単価を超える所得税の上乗せ分は支給することができないので注意すること。
使用料及び借料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「目の細分」欄において、「会場等借料」「自動車等借上料」に当てはまらない場合は、「○○使用料」「○○借料」「○○損料」(注:「○○」の部分には使用や借用する物品やサービス等の種類が入る)から選択して記入すること。 ○ 「内容」欄には、使用や借用する会場、自動車、その他物品やサービスの種類を記入すること。
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「目の細分」欄において、「保管料」「通信運搬費」「広告料」「作品保険料」「手数料」に当てはまらない場合で、保険料の場合は「○○保険料」(注:○○は、保険の種類)、保険料以外の場合はすべて「雑役務費」と記入すること。 ○ 「内容」欄には、「通信運搬費」の場合は送付する内容、「広告料」及び「手数料」の場合は種類、「雑役務費」の場合は役務の内容を記入すること。
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「目の細分」欄において、「調査委託費」に当てはまらない場合は「○○委託費」(注:○○は、委託内容の種類)と記入すること。 ○ 「内容」欄には、委託する内容を記入すること。
請負費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「目の細分」欄には、「○○請負費」(注:○○は、請負契約する内容)と記入すること。 ○ 「内容」欄には、請負契約する内容を記入すること。
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「目の細分」欄において、「消耗品費」「印刷製本費」に当てはまらない場合はすべて「その他需用費」と記入すること。 ○ 「内容」欄には、「目の細分」が「消耗品費」の場合は「消耗品費」、「印刷製本費」の場合は印刷する内容、「その他需用費」の場合は購入するものの種類を記入すること。 ○ 1点で10万円(税込)を超えるものは補助対象外となるので注意すること。(一式で10万円を超える場合は、必ず経費内訳に記載すること。)

事務費	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「事務費」においては、原則として実行委員会の運営に係る経費のみを計上すること。 ○ 「事務費」においては、「目」として「報償費」「使用料及び借料」「委託費」「請負費」を計上することができないので注意すること。 ○ 「目」及び「目の細分」欄については、国庫補助要項の別紙(33頁)の「目」に記載されている中から選択して記入すること。 ○ 「目」欄については、国庫補助要項の別紙(33頁)の「目」に記載されている順(賃金、共済費、旅費・・・)に記入すること。 ○ 「実施項目」欄は空欄とすること。 ○ 「内容」欄には、具体的な当該経費の支出対象者や用途などを記入すること。 ○ 「経費内訳」欄には、当該経費の内訳を、計算結果が「支出予定総額」欄と一致するように記入すること。(小数点以下の端数が生じる場合で切捨て以外の処理をする場合はその旨計算式の後にカッコ書きで付記すること。) ○ 消費税は8%として計算し、計算上、「経費内訳」欄への記入が必要な場合には「×1.08(消費税)」と記入すること。 ○ 「支出予定総額」欄には、「経費内訳」欄に記載した計算式の計算結果を記入すること。 ○ 「(A)のうち自己負担金等国庫補助以外の額」欄には、「支出予定総額」欄に記入した額のうち、国庫補助金以外を充てることとしている額を記入すること。 ○ 「備考」欄には、経費内訳で「一式」としたものとの数量や、国庫補助単価上限と単位設定が異なる場合の説明や、国庫補助対象外となる経費は自己負担等を充てていることなどを記入すること。
	賃金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「目の細分」欄において、「非常勤事務員賃金」に当てはまらない経費の場合は、「〇〇賃金」(注:〇〇は、従事する内容)と記入すること。 ○ 「内容」欄には、賃金を受ける対象者の種類(原則として「事務員」)を記入すること。 ○ 単価が補助対象単価を超える場合は超えた金額を自己負担等とすること。 ○ 単価を時間当たり以外(例: 1日当たり*, **円)で設定する場合は、補助対象単価との比較ができるよう、「備考」欄に説明(例: 1日当たり*時間)を記載すること。 ○ 交通費については「目」を賃金に分類せず、旅費に分類すること。
共済費		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「目の細分」欄において、「社会保険料」に当てはまらない経費は、「〇〇保険料」(注:〇〇は、保険の種類)と記入すること。 ○ 「内容」欄には、保険の対象者の種類(原則として「事務員」)を記入すること。 ○ 傷害保険料以外の保険料を計上する場合は、危険作業を伴うなどの特に必要な場合に限られるので注意すること。(社会保険料は補助対象外)
旅費		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「目の細分」欄には、「普通旅費」と記入すること。(「事務費」における「旅費」については、日本国内に居住する実行委員会の構成員に係る国内旅費しか想定していない。) ○ 交通費・宿泊費を補助対象単価の表(5頁)に記載した補助対象単価を超えて支給する場合は、超えた金額を自己負担等とすること。 ※ 自治体等の規程などで、より高い単価を支給できることになっている場合でも、本事業の補助対象単価の上限が優先する。 ※ 日当など、交通費及び宿泊費以外の経費が支給できることが、自治体等の規程などで定められている場合は、当該経費をその規定の範囲内の額で支給することができる。 ○ 「内容」欄には、旅費を受ける対象者の種類(原則として「実行委員会」)を記入すること。また、「交通費」「宿泊費」などの支給内容を付記すること。 ○ 「目」が「旅費」である経費については、交通費における所得税の上乗せ分や、補助対象単価を超える所得税の上乗せ分は支給することができないので注意すること。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「目の細分」欄において、「通信運搬費」「手数料」に当てはまらない場合はすべて「雑役務費」と記入すること。 ○ 「内容」欄には、「通信運搬費」の場合は送付する内容、「手数料」の場合は種類、「雑役務費」の場合は役務の内容を記入すること。
需用費		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「目の細分」欄において、「消耗品費」「印刷製本費」に当てはまらない場合は「その他需用費」と記入すること。 ○ 「内容」欄には、「目の細分」が「消耗品費」の場合は「消耗品費」、「印刷製本費」の場合は印刷する内容、「その他需用費」の場合は購入するものの種類を記入すること。 ○ 1点で10万円(税込)を超えるものは補助対象外となるので注意すること。(一式で10万円を超える場合は、必ず経費内訳に記載すること。)

国宝・重要文化財リスト

文化財の名称		
指定の別	<input type="checkbox"/> 国宝 <input type="checkbox"/> 重要文化財	国宝・重要文化財を事業で使用する場合のみ記入すること。 特に、当該文化財についてテーマとして扱うだけでなく、実物を展示その他に使用する場合は、文化財保護法等に基づく適正な取扱いが必要となるので、期間や保護のための措置などがはつきり分かるように「具体的な使用方法」欄に記入すること。
実施項目		
開催内容等		
具体的な 使用方法		

文化財の名称	
指定の別	<input type="checkbox"/> 国宝 <input type="checkbox"/> 重要文化財
実施項目	
開催内容等	
具体的な 使用方法	

文化財の名称	
指定の別	<input type="checkbox"/> 国宝 <input type="checkbox"/> 重要文化財
実施項目	
開催内容等	
具体的な 使用方法	

文化財の名称	
指定の別	<input type="checkbox"/> 国宝 <input type="checkbox"/> 重要文化財
実施項目	
開催内容等	
具体的な 使用方法	

(別添)

補 足 票

【1. 広告費等について】

本事業においては、広報宣伝のみを目的とする事業や、総事業費に占める広告費等の割合が過度な事業は補助対象外となります。

総事業費と、別紙10に記載した経費のうち広告費等※の額を記入してください。

※なお、事業全体での割合が低く、採択する場合でも、構成する事業や実施事項の中で、上記に当てはまる場合は、その事業や事項のみを不採択とする可能性があります。

※広報費等：広告掲載料、広告掲示料、ポスター・チラシ作成費等（自己申告）

総事業費	広告費等	割合
*、***、***円	***、***円	**. *%

【2. 備品借用費について】

本事業においては、備品の調達を目的とする事業や、総事業費に占める備品借用費の割合が過度な（総事業費の1／2を超える）事業は、補助対象外となります。

総事業費と、別紙10に記載した経費のうち備品の借用に要する費用の総額を記入してください。

※なお、事業全体での割合が低く、採択する場合でも、構成する事業や実施事項の中で、上記に当てはまる場合は、その事業や事項のみを不採択とする可能性があります。

総事業費	備品借用費総額	割合
*、***、***円	***、***円	**. *%

【3. 委託費・請負費について】

本事業においては、委託費・請負費が1件で総事業費の1／2を超える事業や、委託費・請負費総額の割合過度な事業は補助対象外となります。

総事業費と、別紙10に記載した経費のうち、1件当たりの金額が最も高い委託費又は請負費と、委託費・請負費の総額を記入してください。

※なお、事業全体での割合が低く、採択する場合でも、構成する事業や実施事項の中で、上記に当てはまる場合は、その事業や事項のみを不採択とする可能性があります。

・委託費又は請負費1件当たりの金額の総事業費における割合

総事業費	1件当たりの 金額が最も高い 委託費又は 請負費	割合
*、***、***円	***、***円	**. *%

・委託費・請負費の総額の総事業費における割合

総事業費	委託費及び 請負費総額	割合
*、***、***円	***、***円	**. *%

【4. 長期計画について】

今回申請した事業について、過去の実績及び今後の計画があれば記入してください。
 ※なお、今後の計画について29年度以降の文化庁の事業における採択を約束するものではありません。
 ※事業者名・事業名が異なっていても、中核館等が同じで、目的が同種の取組は、同一の事業と見なしてください。

実施年度	実施計画 (各年度の実施事項、資金の調達先等)	美術館・歴史博物館に 係る支援事業等※ 実績・要望
26年度 (開始年度)	○○地域における△△活用○○事業（自己資金により実施）	×
27年度	○○地域における△△活用○○事業（文化庁及び県補助金により実施） △△館を中心とした××国際交流事業（文化庁補助金により実施）	○
28年度	○○地域を核とした△△地域事業（文化庁及び県補助金により実施） △△館を中心とした××国際交流事業（文化庁補助金により実施）	○
29年度	△△館を中心とした××国際交流事業（文化庁補助金により実施）	○
年度		
国庫補助 終了後	「○○地域事業」においては、29年度以降、本事業等による実績を活用し、収益を見込んだ事業体制への転換を予定。 「××国際交流事業」については、30年度以降、△事業へと発展させ、自己資金による事業継続を予定。	

※美術館・歴史博物館に係る支援事業等

- ・<平成14～18年度> 芸術拠点形成事業（展覧会事業等支援）
- ・<平成19～20年度> 芸術拠点形成事業（ミュージアムタウン構想の推進）
- ・<平成21～22年度> 美術館・歴史博物館活動基盤整備支援事業
- ・<平成23～24年度> 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業（ミュージアム活性化支援事業）
- ・<平成25～26年度> 地域と共に働く美術館・歴史博物館創造活動支援事業
- ・<平成27～> 地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業

(別添)

※本チェックリストは、印刷した後、作成者・確認者がそれぞれチェック欄に記入してください。
(実行委員会名欄は印刷前に入力しても結構です。)

チ ェ ッ ク リ ス ト

実行委員会名	○○△△実行委員会		
作成者氏名			
確認者氏名			

チェック項目 番号	チェック内容	募集案内の頁	作成者 チェック	確認者 チェック
募集案内の確認 ①	書類を作成した後、募集案内のとおりに作成されているかを、募集案内の説明や記入例などと照合して確認しましたか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
提出書類の作成・確認体制 ②	提出書類の形式や内容に不備がないか、作成者以外の者（例えば作成者が学芸員等の場合は事務職員等）を確認者としてチェックを行いましたか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
提出書類の構成 ③	提出書類に過不足はありませんか。（該当しない様式や、求められていない書類を添付していませんか。）別紙4～8、10、11については、構成事業（又は事務費）ごとにセットしていますか。（異なる構成事業に係る内容を1つにまとめていませんか。）	6頁 10頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
提出方法 ④	提出書類を文化庁美術学芸課へ直接郵送することとし、締切日までに到着するよう提出できますか。 その他の郵送の際の注意点も確認していますか。	6頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
実行委員会の構成 ⑤	実行委員会は、美術館・歴史博物館を中心（中核館）として複数の団体で構成して、事務局を中核館又は中核館を設置する機関の中に置いていますか。	1頁 7頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業の趣旨（1） ⑥	本事業を通じて構築しようとしているモデルが明確になっていますか。	2頁 7頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業の趣旨（2） ⑦	中核館の持つ専門的な機能を十分に活用した取組になっていませんか。	7頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
国宝・重要文化財の取扱い ⑧	国宝・重要文化財を事業に活用する場合、当該文化財の取扱いについて文化財保護法等に基づく適切な計画となっていますか。	27頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
交付申請額及び端数の処理 ⑨	国庫補助額（申請額）について、記載すべき書類（様式第1、別紙9＜収入の部＞）において千円未満を切り捨てていますか。 千円未満の端数がある場合は、自己負担金等を充てていますか。	12頁 21頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自己負担金等に係る記入 ⑩	自己負担金等について、記載すべき書類（別紙9、別紙10）に記入していますか。	21頁 22頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助対象外事業・経費の取扱い ⑪	補助対象外となる事業になっていたり、補助対象外となる経費や補助対象単価を超える分の経費を国庫補助額に含めていませんか。	3頁 4頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
提出書類の形式（1） ⑫	用紙のサイズはA4判とし、片面・白黒印刷とされていますか。	10頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
提出書類の形式（2） ⑬	用紙の左側は2.5cm程度空けていますか。 パンチ穴を開けたりインデックス・付箋を付けていませんか。	10頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
提出書類の形式（3） ⑭	様式は募集案内に定める様式に準拠していますか。	11頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
提出書類の記入内容（1） ⑮	実施内容については、何を開催・作成等するかを明確に記入して、必要な経費との関係が明らかになるようにしていますか。	10頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
提出書類の記入内容（2） ⑯	使用する用語については、全ての書類の間で統一していますか。	10頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
提出書類の記入内容（3） ⑰	員数や金額については、全ての書類の間で整合性を取っていますか。	10頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※チェック内容欄のとおりに作成できない事情がある場合には、あらかじめ文化庁に相談してください。

地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業国庫補助要項

平成27年2月2日
文化庁長官決定
平成28年3月8日改正

1. 趣旨

この要項は、美術館・歴史博物館を主体として、地域に存する文化財の活用、観光振興、多言語化による国際発信、国際交流、地域へのアウトリーチ活動、人材育成等、美術館・歴史博物館を活用・強化する取組を支援するために必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業の種類と事業者

補助事業者は、構成員に美術館、歴史博物館又は美術系若しくは歴史系の部門を有する総合博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に基づく登録博物館若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項但し書きに基づく公開承認施設、その他、文化庁長官が認める施設。）を含む実行委員会等とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業（これらの事業を実施する上で必要な調査研究を含む。）とする。

なお、日常的に行なうことが予定されている博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示する等の事業については対象外とする。

（1）地域文化の振興と国際発信への支援

ア 地域に存する文化財の活用

- ①地域に存する文化財の総合把握、情報連携（文化財目録や所在マップの作成等）
- ②地域に存する文化財を活用するためのコミュニティー形成等（文化財の共同管理や見回り、文化財に関する学習会等）

イ 美術館・歴史博物館を核とする観光振興

- ①美術館・歴史博物館の情報発信、相互連携
- ②ユニークベニューの促進

ウ 多言語化による国際発信

- ①展示解説や館内案内板における外国語表示の充実
- ②インターネットを活用した情報発信の充実
- ③外国語対応可能な人材の育成、確保
- ④外国人向けプログラムやサービスの充実等

（2）地域と共に創造活動の支援

ア 地域とともにある美術館・歴史博物館

- ①地域との共創による地域文化活動

- ②地域へのアウトリーチ活動
 - ③ボランティア交流
 - ④その他、地域とともにある美術館・歴史博物館に資する事業
- イ 地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館
- ①国際会議の招致・開催
 - ②海外の美術館・歴史博物館との交流（学芸員の招へい・派遣等）
 - ③その他、地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館に資する事業
- ウ 人材育成に貢献する美術館・歴史博物館
- ①大学と連携した世界で活躍する文化人材育成プログラムの開発
 - ②社会人ほか多様な対象者のための学習講座の実施
 - ③学校と連携した地域文化の担い手の育成（地域の子供を対象とした取組等）
 - ④その他、人材育成に貢献する美術館・歴史博物館に資する事業
- エ 新たな機能を創造する美術館・歴史博物館
- ①他分野との連携・融合による活動
 - ②文化財の新たな保存管理の手法の開発
 - ③障害者の芸術活動支援・鑑賞活動支援等の事業
 - ④その他、新たな機能を創造する美術館・歴史博物館に資する事業

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

- ア 地域に存する文化財の活用に要する経費
- イ 美術館・歴史博物館を核とする観光振興に要する経費
- ウ 多言語化による国際発信に要する経費
- エ 地域とともにある美術館・歴史博物館に要する経費
- オ 地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館に要する経費
- カ 人材育成に貢献する美術館・歴史博物館に要する経費
- キ 新たな機能を創造する美術館・歴史博物館に要する経費

(2) その他の経費

事務経費

5. 収入

補助事業の遂行により収入（補助金を前払い、又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用財等の売払代等を含む。）を生じた場合は、その分を補助対象経費から差し引くものとする。

6. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。

(別表1)

対象経費の区分		項	目	目の細分	説明
主たる事業費	ア 地域に存する文化財の活用 イ 美術館・歴史博物館を核とする観光振興 ウ 多言語化による国際発信 エ 地域とともにある美術館・歴史博物館 オ 地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館 カ 人材育成に貢献する美術館・歴史博物館 キ 新たな機能を創造する美術館・歴史博物館	事業費	賃金	作業員賃金 会場整理等賃金 資料整理等賃金 ○○賃金	臨時に雇用する場合のみ 〃 〃 〃
	共済費		社会保険料	本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ	
	報償費		福利厚生費 傷害保険料 ○○保険料	同上のうち、健康診断に限る ボランティア保険等	
	旅費		講師等謝金 指導謝金 原稿執筆謝金 翻訳謝金 ○○謝金	危険作業を伴う等、特に必要な場合に限る	
	使用料及び借料		普通旅費 特別旅費 外国旅費 外国人招聘旅費 会場等借料 自動車等借上料 ○○使用料 ○○借料 ○○損料	補助事業者(構成員等を含む)は対象外	
	役務費		保管料 通信運搬費 広告料 作品保険料 ○○保険料 手数料 雑役務費	職員旅費 外部委員等旅費(招へい外国人を含む) 職員の外国旅費 外国人の招聘に要する航空賃等	
	委託費		調査委託費 ○○委託費	会場設営等	
	請負費		○○請負費	輸送保険料、火災保険料等	
	需用費		消耗品費 印刷製本費 その他需用費	シンポジウム運営、映像・録音記録等	
				単価が 10 万円(税込)以下のものに限る	
その他の経費	事務経費	事務費	賃金	非常勤事務員賃金 ○○賃金	臨時に雇用する場合のみ 〃
	共済費	社会保険料 ○○保険料	本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ		
	旅費	普通旅費	連絡旅費		
	役務費	通信運搬費 手数料 雑役務費	振込手数料等 写真撮影費等		
	需用費	消耗品費 印刷製本費 その他需用費	単価が 10 万円(税込)以下のものに限る 報告書印刷費、コピー代等		

文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業）交付要綱

平成27年2月2日
文化庁長官決定

（通則）

第1条 文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「保護法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、地域に存する文化財の活用、観光振興、多言語化による国際発信、国際交流、地域へのアウトリーチ活動、人材育成等、美術館・歴史博物館を活用・強化する取組及び美術館・歴史博物館に係る緊急的かつ重点的な分野等の取組を支援することによって、美術館・歴史博物館が地域の核として文化の発信を牽引し、文化芸術立国の実現に資することを目指す。

（交付の対象となる事業の種類、経費等）

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業の種類及びそれぞれの補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、下記のとおりとする。

補助事業の種類	補助事業者
(1) 地域文化の振興と国際発信事業 (2) 美術館・歴史博物館との共働による地域文化振興	構成員に、美術館、歴史博物館又は美術系若しくは歴史系の部門を有する総合博物館（博物館法（昭和26年法律285号）第2条第1項に基づく登録博物館、若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設、又は保護法第53条第1項但し書きに基づく公開承認施設、その他、文化庁長官（以下「長官」という。）が認める施設。）を含む実行委員会等
(3) 美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業	構成員に、美術館、歴史博物館又は美術系若しくは歴史系の部門を有する総合博物館（博物館法（昭和26年法律285号）第2条第1項に基づく登録博物館、若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設、又は保護法第53条第1項但し書きに基づく公開承認施設、その他、長官が認める施設。）を含む実行委員会等、又は文化芸術の普及向上に関する業務を行う法人

2 補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助金の交付のための手続については、この要綱に定めるものほか、長官が定める補助要項によるものとする。

(申請の手続)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（これに添付すべき書類を含む。）

様式第1）を別に定める提出期限までに長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第5条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2）を補助事業者に送付するものとする。

2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定に当たっては、長官は次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。

- (1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第3）を長官に提出し、その承認を受けなければならない。
 - ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更はこの限りではない。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。
- (2) 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがあること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業の遂行により生ずる収入金（補助金を前払、又は概算払した場合の預金利子等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。
- (8) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあっては、20万円を限度として手持ちすることができること。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約等については、都道府県又は市町村（特別区を含む。）等の例に準じて行わなければならないこと。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付の決定（第9条による変更交付決定を含む。以下、第11条第1項及び第12条第1項において同じ。）の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面（様式第4）を長官に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払をする場合において、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村（特別区を含む。）等の法令の定めに準拠して実施しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 長官は、第6条第1号ア又はイに該当し、計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果、先に行つた交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書（様式第5）を補助事業者に送付するものとする。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日）から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、長官に実績報告書（これに添付すべき書類を含む。様式第6）により当該補助事業の成果を報告しなければならない。

2 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 長官は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条第1号ア又はイに該当し長官の承認を受けた場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。

2 長官は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第8）を長官

に提出しなければならない。

- 2 長官は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第13条 長官は、第6条第3号に該当し補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が適正化法、適正化法施行令、若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく長官の定め、处分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 長官は、第1項の第1号から第3号までに該当するため、補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付をあわせて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第11条第4項の規定を準用する。

(状況報告及び調査)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、長官の要求があったときには速やかに補助事業状況報告書（様式第9）を長官に提出しなければならない。

- 2 長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

(補助金の支払)

第15条 補助金の支払は、原則として第11条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払ることができる。

- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書を長官に提出しなければならない。

(附則)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(様式第1)

第 号
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申 請 者
所 在 地
代表者職名
代表者氏名 (記名押印又は署名)

平成 年度文化芸術振興費補助金（地域の核となる
美術館・歴史博物館支援事業）交付申請書

平成 年度文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業）について、補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

事業の名称						
補助事業経費の配分	主たる事業費				円	
	その他の事業費				円	
	計				円	
補助事業の着手及び完了の予定期日	着手 平成 年 月 日 完了 平成 年 月 日					
交付を受けようとする補助金の額	円					
その他参考となるべき事項						

(記載上の注意)

- 別紙として、事業内容に応じて必要な書類を添付すること。
- 消費税法上の課税事業者である場合は、文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業）交付要綱第4条第2項に基づき申請すること。
- 用紙は日本工業規格A4とする。

補助金交付決定通知書

(補助事業者名)

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付決定することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

文化庁長官 印

1. この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載の事業計画とする。

2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、次のとおりとする。

区分	配分された経費	補助金の額
主たる事業費	円	円
その他経費	円	円
計	円	円

4. 補助金の額の確定は、次により算出して得た額とする。

補助金の確定額は、第3項の配分された補助対象経費の実支出額（債務の確定した支出予定額を含む。）の合計額又は補助金の額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。

5. 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。

6. 補助事業者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、適正化法、適正化法施行令（昭和30年政令第255号）及び文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業）交付要綱（平成27年2月2日文化庁長官決定）の規定に従わなければならない。

7. 交付条件は、第6項に定めるほか、次のとおりである。

(1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書を長官

に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更はこの限りではない。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、または、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

(2) 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を附すことがあること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに、長官に提出しなければならないこと。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。

(7) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること。

(8) 補助事業の遂行により生ずる収入金（補助金を概算払いした場合の預金利子等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。

(9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。

(10) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあっては、20万円を限度として手持ちすることができること。

(11) 補助事業を行うために締結する契約等については、所管の地方公共団体の例に準じて行わなければならないこと。

○用紙は日本工業規格A4とする。

(様式第3)

第 号
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者職名
代表者氏名 (記名押印又は署名)

平成 年度文化芸術振興費補助金（地域の核となる
美術館・歴史博物館支援事業）計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で国庫補助金の交付の決定を受けた下記の事業について、別紙のとおり事業の内容を変更したいので、承認くださるよう関係資料を添えて申請します。

記

事業の名称	
変更の理由	
変更の内容	
変更により増(減)額 すべき国庫補助金の額	

(記載上の注意)

- 別紙として、事業計画書（該当部分について変更前及び変更後を2段書きするなど判別しやすくなること）を添付すること。
- 用紙は日本工業規格A4とする。

(様式第4)

第 号
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在 地
代表者職名
代表者氏名 (記名押印又は署名)

平成 年度文化芸術振興費補助金（地域の核となる
美術館・歴史博物館支援事業）交付申請の取下げ書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました平成 年度
文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業）について、補助金等に係る予
算の執行の適正化に関する法律第9条の規定により、補助金の交付の申請を下記のとおり取り下げま
す。

記

1. 交付決定通知書の受領年月日 平成 年 月 日
2. 補助金の交付の申請を取り下げようとする理由

(記載上の注意)

- 第6条第1項に基づき、変更して交付決定があった場合には、補助金交付決定変更通知書に記載
の日付、記号、番号及び同交付決定通知書の受領年月日によること。
- 用紙は日本工業規格A4とする。

補助金交付決定変更通知書

(補助事業者名)

平成 年 月 日付け 第 号で計画変更承認申請のあった平成 年度文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、平成 年 月 日付け 第 号の交付決定を次のとおり変更して交付すること決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

文化庁長官 印

1. この補助金の変更交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
2. この変更交付決定に伴い、前記1の事業に係る補助対象経費及び補助金の額並びに総経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、次のとおりとする。

（1）補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	円
補助金の額	円
今回変更する補助金の額	円

（2）総経費野配分等

区 分	配分された経費	補助金の額
主たる事業費	円	円
その他経費	円	円
計	円	円

3. 上記のほか補助金の額の確定の方式、交付条件等は、平成 年 月 日付け 第 号の交付決定通知書の第4項から第7項までのとおりとする。

○用紙は日本工業規格A4とする。

(様式第6)

第 号
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者職名
代表者氏名 (記名押印又は署名)

平成 年度文化芸術振興費補助金（地域の核となる
美術館・歴史博物館支援事業）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付を受けた下記の事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
補助事業の実施期間	平成 年 月 日着手 平成 年 月 日完了
補助金の交付決定額と その精算額	交付決定額 円 精 算 額 円 不 用 額 円

(記載上の注意)

- 消費税法上の課税事業者である場合は、文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業）交付要綱第10条第2項に基づき報告すること。
- 用紙は日本工業規格A4とする。

(添付書類)

- (1) 補助事業経費収支精算書(交付申請書添付書類「補助事業に係る収支予算書」の様式に準じる)
- (2) 補助事業の実施内容
- (3) 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料
- (4) その他

(様式第7)

第 号

平成 年度文化芸術振興費補助金（地域の核となる
美術館・歴史博物館支援事業）額の確定通知書

（補助事業者名）

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

平成 年 月 日

文化庁長官 印

記

確定額 円

○用紙は日本工業規格A4とする。

(様式第8)

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

機関名

職名

氏名

印

平成 年度文化芸術振興費補助金（地域の核となる
美術館・歴史博物館支援事業）に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

平成 年 月 日付 号をもって交付決定通知のあった文化芸術振興費補助金について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業）交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金額（交付要綱第11条による額の確定額）

円

3. 補助金の確定時における補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

4. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

5. 補助金返還相当額（4-3）

円

（記載上の注意）

○用紙は日本工業規格A4とする。

(様式第9)

第 号
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者職名
代表者氏名 (記名押印又は署名)

補助事業状況報告書

平成 年度文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業）の交付を受けて施行中の補助事業について、下記のとおり報告します。

記

事業の名称				
補助事業の実施期間	着手 平成 年 月 日 完了 平成 年 月 日 (予定)			
補助事業の実施状況				
補助事業に要する経費の状況	支出予算合計額		支出済額	
	円		円	
	備考			

(記載上の注意)

○用紙は日本工業規格A4とする。